

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
年金特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

※納期限は、各月の月末（12月を除く。）となっていますが、月末が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日となります。

※年金特別徴取：年金からの天引き